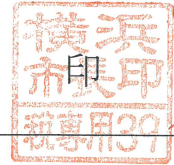


公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は総務局納税管理課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年5月21日

横浜市長 山中 竹春



送達を受けるべき者の氏名又は名称	遠東友和株式会社 外 15 件
送達する書類名	令和7年度市民税・県民税特別徴収2月分督促状 令和7年度市民税・県民税特別徴収3月分督促状 還付通知書（令和8年4月30日発行分） 還付通知書（令和8年5月1日発行分）
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

